

會 報

第622号

2020年7月1日発行

一般社団法人

監 査 懇 話 会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

新会長の挨拶

この度、菅野前会長の後任として、一般社団法人監査懇話会の会長に就任いたしました。

私は2011年4月、東日本大震災の直後当会に入会しました。以降9年間、諸先輩の皆様の温かいご指導もいただきながら、いろいろな活動に参加させていただいて参りました。監査役職務経験は2社で、現在も非常勤監査役を務めているものの未だ浅識非才の身にて、豊かな経験と深い見識をお持ちの副会長さんや理事の皆さん、厳しくも温かく見守っていただいている監事さん、そして各部会運営委員の方々のお力もお借りしながら、当会の発展のために微力ながら頑張る所存でございます。会員・会友の皆様にはよろしくご支援・ご指導のほどお願い申し上げます。

我が国初の監査役団体として、既に60年以上の歴史と伝統を誇る当会の最大の特徴は、監査役経験が豊富なだけでなく人格識見ともにすぐれた多くの会員・会友の皆様が在籍し、活発な活動を自主的に進めていることでしょう。

今後とも、この古き良き伝統を守りながら、当会の活動を維持発展させていくためには、新たな会員・会友の加入を促進させることが大切です。菅野前会長が主導され全面改定を行った当会ホームページを活用しながら、新たにインターネット広告の導入や、『月刊監査役』への広告掲載など諸施策を実施し、当会の魅力や活動の状況等を積極的に对外発信してきました。また、体験セミナーへの招待や、特別聴講制度など新たな仕組みも用意して、新規入会者の増加を目指しました。これらの施策が奏効し、近年はホームページを通じての新規入会者が着実に増加しています。こうした会員・会友数の拡大のみならず、より魅力的な監査懇話会とするために、監査役・取締役監査委員・取締役監査等委員・監事

(以下、「監査役等」と言います)を取り巻く環境の変化等を的確に把握しながら、企業不祥事の発生防止やグループ統制のあり方などの諸問題について、具体的な対策等を研究・議論する場を提供して参ります。また昨年12月の国会で可決成立した改正会社法の今後の動向やコーポレートガバナンスシステムに関する最新の動き等も見極めながら、監査品質・監査技術の一層の向上を目指すとともに、日々活躍しておられる監査役等の皆様のエネルギー補給と交流の場としての役割も果たしていきたいと考えています。

当会の、もうひとつの特徴に、「講演会」「研修見学会」の一般部会、「写友会」「画友会」「楽友会」「句遊会」「棋友会」の生涯学習部会、「声友会」「ウォーキング同好会」「楽器演奏同好会」「エッセイクラブ」「江戸文化研究会」の同好会、そしてゴルフ会の各活動があります。それぞれの活動が今まで以上に知的好奇心を満たす、ためになる、より楽しく過ごせる、などを目指して、より多くの皆様の参加を促すとともに、各活動をサポートして参ります。

ところで、2020年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大で、世界は大恐慌以来の危機の淵にあると言われていています。爆発的に感染拡大した各国は徐々に移動制限等の緩和や自国経済の立て直しに動き出しているようですが、世界経済はしばらくの間、以前の水準には届かない「水面下」の低空飛行が続くことは避けられないものとみられます。我が国の企業活動もウイルスとの持久戦を続けながら、少しでも活性化させ、「水面下」の経済を立ち上げ直すことが必要でしょう。監査役等にとっても、こうした中での監査のあり方、具体的な監査の進め方などには未知の部分が多く、ある意味では手探りの状況で業務監査や、内部監査部門・会計監査人との連携・深化を図っていかざるを得ない面もあると思われます。



会長 太田 剛

当会の活動も新型コロナウイルス感染症対策の影響で、相互研鑽活動である集合行事はある程度制限のある状態で開催を、覚悟しなければなりません。様々な制限が緩和された後も、対応に緩みが出ると再び感染が拡大するとの危惧も指摘されており、以前のように皆で集まり、議論を交わすような活動は、しばらくは制限した形で運用することになりそうです。そこで、当面は、それぞれの行事について、WEBでの開催やビデオ会議方式を駆使しての実施、また会議形式で開催する場合は、マスク着用や出席者間の距離を取り、参加人数を制限する等の運用とします。三密を避けながら当会の特徴である自主的活動を進めていくためには、しばらくの間様々な手法を取り入れながら、参加者相互の情報交換や新型コロナウイルス対策等の新たな問題提起などを通じて、相互研鑽の機会を提供して参ります。

世界中がこの危機を乗り越えるまでには相当の時間が必要だと思えます。それまでは、ウイルスへの耐性を高めつつ、活力を取り戻す工夫を怠らないという「新常态(ニューノーマル)」への適応力が鍵となると言われています。

私も役員・委員の皆さんと相携えて、この危機を乗り越え、ニューノーマルの時代に相応しい当会の新たな活動のあり方を志向しながら、頑張る所存でございます。

会員・会友の皆様のご指導・ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。

6月号で特集した『コロナ危機、私の会社はこう動いた、そして監査役は』では、回答者からの質問項目を設けて、当会特別顧問の高橋均・獨協大学法学部教授、山口利昭弁護士の両先生からご回答をいただき、さらにアンケート回答についての全般的な感想をご執筆いただいた。

質問内容は大別して、以下の2点。

I. コロナ危機をきっかけとして、監査役の対処の仕方、方法論～といった監査役の在り方論、また監査役団体の発言の必要性、さらにBCPの活用についての可否、など。

II. 監査役会・取締役会のWEB・リモート会議について。法的問題点はないのか、その有効性は、将来にわたって可能なことなのか、また、これに対応できない職場ではどうすべきか～といったテレワーク化についての実務的な疑問。並びに「テレワーク化」によって労働形態が変わっていくのではない、その際の問題点（インフラ整備、情報セキュリティ等）は、など。

Iについては高橋先生に、IIについては山口先生にお答えいただきました。

緊急アンケートにおける質問の回答及び所感・I

当会特別顧問 獨協大学法学部教授 高橋 均氏

はじめに

新型コロナウイルス感染は、経済活動から市民生活に至るまで多大な影響を及ぼしています。ラグビー・ワールドカップで日本中が盛り上がっていた頃には、想像すらできなかった出来事です。地震等の自然災害やテロ等の地政学的リスクとは異なり、新型コロナウイルスの感染拡大は、ヒト・モノ・カネの流れがグローバル化している現在、全世界を同時に巻き込んだ災害であり、サプライチェーンの脆さとも相まって、経済活動において急激かつ大幅な低下を余儀なくされた点が大きな特徴です。

このような状況下、業種・業態によって若干の違いはあれ、監査懇話会の会員の皆様の会社においても、その対応に追われている様子が今回のアンケートによっても明らかになっています。そこで本稿では、アンケートの中で寄せられた個別の質問に対してお答えするとともに、アンケートに記載されている監査役の活動状況や意見を踏まえて、若干の所感を申し述べることにいたします。

1. 質問への回答（質問は原文ママ）

質問1

当社はインフラ関連産業なので、地震等の自然災害や新型インフルエンザに対するBCP方針や仕組みは整備されていました。危機の際は、監査役は一連の危機対応に違法性やコンプラ違反がないかチェックすることが役割と考えていますが、実際の危機対応に直面して、問題はむしろ法令や制度が迅速に変えられないところにあると思います。例えば、決算・総会スケジュールや雇用安定化策などです。先生方としては、どうお考えですか。

【回答】

監査役として危機対応の際においても、執行部門の対応に違法性がないかチェックすることが役割であるとの指摘はその通りと考えます。取締役の職務執行を監査する監査役としては、平時の場合以上に、危機対応のときこそ、法令違反の防止や会社の損失拡大回避に向けて、取締役が善管注意義務を果たしているか監

視しなければなりません。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大の際にも、緊急事態宣言を巡る法令を迅速に改正できず、結果的に対応が遅れているのではないかと国民の批判が多

く見られます。この点は、決算関係の日程や株主総会関連等、企業実務にも大きな影響を与える法令においても当てはまります。本来ならば、省令はもとより会社法等においても、議員立法による変更は可能なのですが、ご承知のように、国全体として対応しなければならないことが多い状況下では、直接関係しない個別的法令はどうしても後回しになります。せめて、法解釈を柔軟に解釈しても構わないとの指針を当局から発してもらえると有り難いと思います。会社法の関係で申し上げれば、法務省からは、定時株主総会の開催日について、定款で定めた時期に定時株主総会を開催できない場合には、合理的な期間内に開催すれば足りる旨が示されたことは、実務上定着していた従来の実務慣行について、各社の実情に合わせて、必要に応じて見直す契機になったと思います。また、クラウド電子署名の法的有効性について見解が示されたことも一歩前進といえます。

質問2

一般的に、企業の不祥事発生時の監査役対応についてはよく議論されていると思うのですが、今回のような社会的危機に直面した時の監査役の役割はどうあるべきか。例えば「当局から出勤抑制要請が出されているにもかかわらず、執行側が収益維持のために通常の事業継続に固執する場合、違法性がなくても監査役の差し止め請求は可能か」などです。この点についても、お考えをお聞かせください。

【回答】



社会全体に及ぶ危機に対して、企業の対応はそれぞれ異なるはずです。まして、我が国のように、法的強制力を伴わない緊急事態宣言では、企業活動を強制的に制約することはできません。他方、社内で感染者が出れば、濃厚接触者とされた周囲の社員の検査や自宅待機も含め、企業活動に多大な影響を及ぼすことは間違いありません。社会的危機の際も、企業としてのリスク管理という視点からは、内部統制システムの観点から理解することが大事と考えます。すなわち、取締役ら執行側が何ら個別のリスク対応を取らずに収益第一で事業継続を固執しようとするならば、内部統制システムの内容の一つとして規定されている会社の損失危険管理体制として問題ないのか（会社法施行規則100条1項2号）、監査役としては取締役と予め十分に意見交換をすべきと思います。取締役には、内部統制システムを構築し、適切に運用する善管注意義務がありますから、取締役の善管注意義務の観点からも監査役として、事業再開や継続の可否を慎重に判断すべきことを取締役に促すべきと思われます。もちろん、執行側が事業再開等に対して、関連情報を事前に十分に収集しリスク管理を徹底し、その判断について社内の意思決定プロセスを踏まえた上で合理的であると判断したならば、経営判断原則の観点から、事業再開や継続に対して善管注意義務違反はないとの判断になろうかと思います。

なお、取締役による事業継続の行為に対する差止請求が認められる否かですが、行為差止の対象となる法令違反には、個別具体的な法令違反に限らず、善管注意義務違反や忠実義務違反も含まれるというのが通説です（上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編・新版注釈会社法（6）〔北沢正啓〕有斐閣424頁）。したがって、事業継続についての取締役の判断が善管注意義務違反を構成し、かつその行為により会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを主張・立証できれば、本店所在地を管轄する地方裁判所に監査役として差止請求の訴訟を提起することは可能です。

質問3

計算規則132条で「会計監査人監査報告受領から1週間または取締役と合意した日のいずれか遅い日まで監査役監査報告を提出」との定めがありますが、例えば会計監査報告受領後1日で監査報告を提出することは適法なのでしょうか。

【回答】

監査役監査報告の作成は、一連の期末監査実務の中で、最後に作成されるものです。他方、取締役は、株主に対して株主総会の日から2週間前まで（非公開会社の場合は1週間前まで）に株主総会招集通知や参考書類等を提出しなければなりません（会社法299条1項）。このために、取締役は、招集通知等の発送の法定期限までに監査役から監査役監査報告の通知を受けて、決算取締役会を開催しなければなりません。取締役としては、監査役が会計監査人監査報告受領から1週間前までに、監査役監査報告の提出をしてくれれば問題な

いのですが、監査役から会計監査の相当性を判断するのにもう少し時間を要するなどの申し入れがある場合は、監査役の意向を尊重する意味で、予め監査役と取締役とが合意すれば1週間より遅れて提出を受けることも認めることになります。

言い換えれば、取締役が執行側の事情により1週間より前に通知するように監査役に合意の圧力をかけることは許されない（「いずれか遅い日まで」との文言の趣旨）ことを意味します。一方、会計監査の相当性についての監査役の判断が早くに終了していれば、監査役は自主的に監査役監査報告を1週間前より早く提出することは構わないことになります。もっとも、会計監査報告受領の際は、会計監査人との質疑と共に報告を受け、最終的に監査役監査報告において会計監査人の監査の相当性を判断・記載するはずですので、その実務実態が伴っていなければなりません。

質問4

今回の感染症対策を理由に、企業として守るルールが時として守られないことは、やむを得ないとして許されるのか、その判断の基準はどう整理すればよいか、お教えてください。

【回答】

感染症対策として自社として守るルールとは、従業員の外出自粛や事業の自粛要請に対応することなどです。法的強制力のあるルールを守らなければ、法令違反となりますが、今回の感染症対策に関連して、企業活動の停止を強制するなど法的強制力を伴う規定は現時点では存在しませんので、法令違反として直ちに問題となることは考えられません。もっとも、ルールがある場合、そのルールには一定の合理性があるはずですので、ルールを遵守せずに問題が起これば、少なくとも道義的責任は負うことになります。また、ルールを守らないことにより、自社が大きな損失を伴う事態になったときには、取締役の善管注意義務の問題に発展します。監査役の判断基準としては、ルールを遵守しないことによって社会からの信頼を失墜したり、会社の大きな損失につながるおそれがないかを判断基準として良いと思います。

他方で、感染症対策を優先するために、自社として守ろうと考えているルールが守ることができないという場合もあり得ます。顧客との契約（納期等）であれば新型コロナウイルスの問題は、企業間にとって不可抗力の問題として処理されるはずです（通常は、その旨の契約条項があります）が、契約ではなく日常的に習慣化されているルールと考えると、例えば顧客への対面の説明が考えられます。この場合は、自社の従業員及び相手方である利害関係者への感染リスクの可能性から個別に判断することになろうかと思います。この例でも、双方が感染防止について万全の防止策をとっていることが確認されたならば、従前のルールに基づいた行動は許容されるであろうし、そうでなければ、事情を説明して従来のルールは守れないことの理解を求めることになります。いずれにしても、安心・安全

の基準を第一とした上で、従来の当たり前と考えられたルールが、今回の新型コロナウイルス感染症の状況下で見直す余地があるか検討してもよいと思います。

質問 5

このような感染症の影響が長期化すると、監査においては面接調査、実地調査、現物・現地確認などに影響が出ざるを得ませんが、どの程度まで行えば合格点がもらえるのか、監査役・被監査部門双方の感染リスクを冒してもやらなければならないことは何か。現時点での個人的考えでいいので、お聞きしたいと思います。

【回答】

「どの程度まで行えば合格点がもらえるのか」というご質問は、明確な判断基準がないだけに難しい問題です。これは、会計監査人自身も非常に悩んでいるようでして、最終的に「無限定適正意見」とするためには、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛の中で、立会や実査が制限されている状況下でどこまでやったら確証がもてるのか、試行錯誤でやっているとのことです。

監査役監査の場合、例えば3月決算会社であれば、新型コロナ感染拡大が大きく取りあげられた3月までには、おおよそ期中監査を終えているはずですので、後は期末関係の事業報告監査等は、ある程度資料の確認やオンラインによるヒアリングによる最終確認でも対応できると思います。

他方、これから本格的に期中監査に入る監査役であったり期中監査の最中である監査役の場合は、新型コロナの収束が見えない中では、まずは監査対象部門からのヒアリングをオンラインで行ったり、チェックリストによる資料の提出を優先し、緊急事態宣言が解除され、外出がある程度自由となった段階で、集中的に往査を行うという対応が現実的であると思います。少なくとも、一事業年度を通じて、全く業務監査を行わなかったという部門はないようにすべきです。

質問 6

具体的にこの状況下で監査役が取るべき特別な対応とは何か。

【回答】

自社の役職員が感染しないようにすること、感染によるクラスター（感染者集団）とならないような社内対応について注意喚起や対策を社内で周知徹底させ、具体的に運用していることの確認がまずは基本です。また、キャッシュフロー状況に基づく資金の確保の見通しや企業活動再開にあたっての課題・問題点の認識等、今回の事象による特別なリスクを洗い出すなど取締役ら執行部門が的確に状況を把握した上で、社内で情報を共有し会社全体として対応を取る体制となっているか否か注視すべき点です。これらについて、監査役として監視し、必要に応じて助言や意見を率直に述べることに尽きると思います。

2. アンケートを読んで

我が国においても、諸外国のように行政当局が法的強制力を伴う禁止措置を発令すれば、企業もそれにしたがって企業活動の可否を決めれば良いので、監査役としては、取締役の職務執行を監査しやすいと言えます。しかし、実態はそうではありませんので、アンケートでも「海外では強制停止された現地法人もある中、国内について監査役として、どこまでやった方がよいと言うべきか、悩んでいます」（製造業監査役）という類いの心情を持たれている監査役の方が多いのはもっともであるとの印象です。特に、業務執行取締役としては、大きく落ち込んだ企業業績を早期に回復すべく事業活動を再開することは、喫緊の課題と考えていると思われます。重大な事象が起きた際には、SARS（重症急性呼吸器症候群）や新型インフルエンザの時に策定した感染症対応としての事業継続計画（BCP）よりも、事業停止計画（BSP）の方がはるかに大切だとの主張（非製造業監査役）は貴重なご意見の一つであると思います。

もちろん、事業継続計画が今回の新型コロナウイルス感染症のケースで大いに役に立ったとの監査役のご意見も多くありました（建設業・非製造業・製造業の監査役）。もっとも、そのような場合であっても、既に策定した事業継続計画が当初想定通りであったのか、又は今後見直す必要もあるのかについて、一段落した段階で検証する必要があると思います。

役職員及びその家族を含めた健康確保と企業活動という相反した命題に対して、企業自身が自律的に対応する基準を策定し運用していくことは難しい課題です。しかし、各企業が、自社の業種・業態等を勘案した上で、個別・具体的に検討し策定していかなければならない重要な課題でもあります。世界全体に影響するような大きな事象が発生したときに、誰が・いつ・どのようなタイミングで初期対応について検討し、実行に移すのか、あらゆるリスクを想定しシミュレーションをしておくリスク管理が極めて重要となってきます。リスク管理の範囲が大きいだけに、社内外の英知を集めて、策定しなければなりません。社外の英知という点では、経団連をはじめとした団体や研究機関も早急に検討し公表すべきと思います。

会社の危機管理の体制づくりですから、取締役以下執行部門が検討することに対して、監査役としてもその検討過程において意見を述べるなど積極的な関わりをもつことが重要です。また、その中で、監査役監査実務に関わることについては、監査懇話会や日本監査役協会が会員へのサポートの観点から、何らかのメッセージを発したりする役割があるのご意見（製造業監査委員）は拝聴に値します。

今回の新型コロナウイルス感染のような大きなリスクに対しては、一朝一夕に会社としての万全な体制を整備することは難しいはずです。当面は、感染状況の収束の程度を勘案しながら、企業活動を早期に開始したいという取締役らの執行部門の思いに一定の理解をしつつも、そのことによって、かえって後々に企業の

利害関係者に多大な損失を与えることにならないか十分に検討した上での意思決定となっているか否かが評価のポイントになります。また、第二波の感染拡大が発生したときに、第一波の経験値が活かされるかの検証も大切です。

事業再開や継続の具体的な執行状況も含めた新型コロナウイルス感染事象への対応について、監査役とし

て、取締役以下執行部門に対して、リスク管理委員会・経営会議・取締役会等の重要な会議において、適法か否かの問題にとらわれることなく、積極的に意見を表明する必要があるとの意識は常に持つておくべきと考えます。

(写真は2019年8月1日の第321回監査セミナーで撮影したものです)

緊急アンケートにおける質問の回答及び所感・Ⅱ

当会特別顧問 山口利昭法律事務所 弁護士（大阪弁護士会）山口 利昭氏

※山口先生にお答えいただいた主な質問・個人的意見の詳細（原文ママ）は以下です。

《テレワーク化について》

- ・今後、監査役としてリモートでの職務遂行はどこまで可能なのでしょうか。
- ・①取締役会などの重要な会議をテレビ会議やWEB会議で行なう場合に、法令上、特に留意すべき点がありましたら、教えてください。②また、事態が長期化した場合、取締役会議事録の作成、在宅でWEB会議に参加する役員の押印などについても留意する点があるのでしょうか。

《テレワーク化が変える労働形態、今後など》

- ・テレワークにあたり、在宅勤務者の成果や時間管理において、日本社会における企業の労務管理、労働時間管理が法制度や慣習において大きく変化するのではないかと思います。（個人的意見として）
- ・「テレワークや保育所の閉鎖で、在宅の人数が増えて、家では仕事ができない」家庭が多いと思います。日本の住宅事情を考えると、この事態が長期化する場合には、特に都会地では「仕事をする場所の確保」を考える必要があります。（個人的意見として）
- ・コロナ危機終息後の働き方改革の加速が期待されます。一般的には在宅勤務をベースとしたテレビ会議、メール等での業務対応です。業務内容にもよるのでしょうか、やってみたら、直接会議でなくても不都合を感じない等の声も耳にしています。移動時間の短縮等、時間効率も良いです。私は、以前は積極的に利用したことはありませんでしたが、プライベートな集まりを含めて、容易に資料を共有しながら、話ができることから、働き方自体が大きく変わるきっかけになる気がしています。課題は、インフラ整備（一気に利用が増えたので、当初は社内回線増設が追い付きませんでした）。情報セキュリティ管理や業務確認も必要でしょう。執務場所の確保（自宅だと、集中できないという声もありました）も。サテライトオフィスの検討が必要になる可能性があると思います。（個人的意見として）

1. 質問への回答

緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請、8割接触削減などが推奨され始めた頃、私は「どうせテレワー

クなどは弥縫策にすぎず、宣言が解除されればまた元に戻るであろう」、と考えていました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策が長期化する気配が漂うなかで、リモート会議を含め、在宅勤務制度を本格的に導入する企業が増えています。おそらく今後もテレワークは日本企業に定着するのではないのでしょうか。今後はいかにしてテレワークによって生産性を向上させることができるか、各社における試行錯誤が続けられるものと思います。

さて、「働きがい改革」のためのテレワーク導入が本格的に進む中で、監査役等の皆様の職務遂行上の関心事について回答させていただきます。

まず取締役会の運営をWEB会議で開催する企業が増えました。笑い話ではなく、まず出席者が本当にWEB会議に出席しているかどうか、誰かが確認する必要があります（確認方法はWEB会議アプリによって様々ですが）。意外と確認せずに会議を進めている場合があります。会議全体の通信状況に負荷をかけないように、音声のみで参加する取締役会では要注意です。

また、通信環境（Wi-Fi環境）は出席者に依存することになりますので、実際に会議を行ってみると「（休憩直後から）参加していない」「途中で通信が途絶える」といったことが起きます。報告事項であればまだよいのですが、決議事項に関する審議の途中で回線が途絶えている場合には、取締役会の決議の瑕疵が生じるおそれがあります。

なお、取締役会の運用において、これだけWEB会議が採用される時代になったのですから、「持ち回り決議（みなし決議）」（会社法370条）や「取締役会への報告の省略」（同372条）を多用することについては、監査役等として検討していただく必要がありそうです。上場会社を中心に、これだけ社外役員の数が増えたわけですから、取締役会には多様な意見が出てくる可能性が高まっています。地方からでも、また海外



からでも取締役会に参加することができるのであれば、少なくとも30分程度はWEB会議による取締役会を開催し、社外役員の意見を聞いたうえで会社としての意思決定を行うべきではないでしょうか。とりわけ「持ち回り決議（みなし決議）」については監査役による異議があれば利用できませんので、監査役としてもWEB会議の活用に関する知見を深めていただければと思います。

さらに、監査役会をWEB会議で行うことも増えるのではないのでしょうか。社外監査役の方々にとっても出席の機会が確保できることから推奨されます。ただし、WEB会議の場合には、社内情報を共有するにあたり、情報の重要性に関する認識に齟齬が生じることがあるので要注意です。「ここだけの話」かどうか、おそらく人間は五感によって察知することが多いと思います。WEB会議だと、雑談が省略される場合が多いですし、また相手の表情しか見えない、声しか聞こえないということで、伝達された情報の重要性を監査役間で共有することには限界があります。したがって、いつも以上に監査役間における職務上の確認作業が必要になるものと考えます。

WEB会議等のリモートでの会議が増えてきますと、議事録への署名押印の機会も少なくなります。しかし、取締役会も、監査役会も、書面によって作成した議事録には、出席した役員の署名または記名押印が必要です（会社法369条3項、同393条2項）。そこで、今後テレワークの本格導入にあたっては、この「ハンコ文化」を乗り越えることが課題となるでしょう。いま「ハンコ文化」を乗り越えるハードルが高いとされているものは、取引先などとの合意が必要となる契約書類です。しかし、取締役会議事録、監査役会議事録に必要なハンコの改訂は会社自身の努力によって、速やかに変えることは可能です。

法務省は、5月29日に、それまでの解釈を変更して、取締役会議事録についてはクラウド型の電子署名も、署名又は記名押印に代わる電子署名（会社法369条4項、会社法施行規則225条1項、6号、第2項）に該当する、としました。つまり、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うようなサービスであっても、取締役会議事録における署名又は記名押印に代わる措置として扱われます。これにより、役員個人が個人負担で認定認証サービス契約を締結せずとも電子署名が使えるようになりますので、おそらく電子署名制度が活用される機会が増えると思います。

2. アンケートを読んで

（1）在宅勤務制度への監査役等の対応

監査役等の皆様からの回答文を拝読し、コロナ危機における監査役等の職務上の悩みがかなり大きいものであることを認識いたしました。なかでも、在宅勤務制度を本格的に導入している企業におけるテレワーク、リモート会議への対応は、これまであまりなじみのなかった監査役等の方々には戸惑いがありそうです。ただ、監査という職務が在宅勤務制度でも、それ

なりにこなせるものであることはちょっと意外でした。

緊急事態宣言が解除され、日常が戻りつつありますが、在宅勤務制度をこのまま継続する企業と、とりあえず出勤体制を元に戻す企業に分かれていくのではないのでしょうか。テレワークやリモート会議に慣れることは大切ですが、回答文を読んでおりまして、職務に熱心なあまり、監査役等の方々の労働時間とプライベートな時間との境界がやや曖昧になっていくことが心配です。通勤時間がなくなり、だれにも邪魔されずに職務に没頭できること、また家族とのコミュニケーションが円滑になることはよいのですが、仕事のメールやチャットを常に確認したり、目に見える形で職務の成果を要求されるようになりますと、よほど時間管理をきちんと行わないと、精神的にストレスが蓄積されてしまうような気がします。

（2）BCP（事業継続計画）は機能しているか

また、コロナ危機に直面して、会社のBCPがあまり機能していないのではないかと、といった感想を書かれている方もいらっしゃると思います。2011年の東日本大震災の後、内部統制システムの一環としてBCPの整備に脚光が集まりました。「パンデミック」という言葉も聞かれるようになりましたが、地震や津波、台風等の大震災は想定できても、伝染病の蔓延、といった危機の到来は（少なくとも日本の本社においては）あまり想像できなかったのではないのでしょうか。本社機能の分散や、仕入れ先の分散など、地域における災害を念頭においたBCPは機能するのかもしれませんが、国内外を含めてすべての経済活動がマヒする状況ではBCPに限界があることを露呈しました。

しかし、2016年のダボス会議以降、VUCAの時代と言われるようになり（Volatility - 変動性、Uncertainty - 不確実性、Complexity - 複雑性、Ambiguity - 曖昧性）、日本の企業を取り巻く経済情勢も予測不能な状況にあります。このたびのコロナ危機もまったく同様であり、企業が予測不能な状況のなかで、どのように柔軟に対応できるのか、が問われています。したがって、危機を予測することの大切さ是否定はしませんが、従来型のBCPは万能なものではないと心得ておくべきでしょう。

リスクの顕在化は（どんなに予防措置を施していても）どうしても起こりうる、むしろ、その顕在化したリスクにどう立ち向かうのか、その姿勢が問われることになると思います。日本監査役協会や監査懇話会でも毎度申し上げております通り、リスクが顕在化することを防止することよりも、リスクは顕在化するものであり、その顕在化したリスクからどう会社の損失を最低限度に抑えるのか、顕在化したリスクをどうチャンス（機会）に変えていくのか、といった対応にこそ注力すべきではないかと考える次第です。

（写真は2019年9月30日の第323回監査セミナーで撮影したものです）

第12回定時社員総会

一般社団法人監査懇話会の第12回定時社員総会は5月26日（火）港区西新橋の虎ノ門ホールで開催されました。ウイルス感染症拡大防止のための様々な社会的要請を背景に、未曾有の状況の中、大会としてはどのように活動していくか、2月後半から最善策を模索し各種対応を図りながら、ようやくたどりついた定時社員総会です

当会は「会員、会友の皆様をウイルス感染症に罹患させない」ことを最優先に2月26日から主催行事のすべてを停止しており、会員、会友の皆様にはサービスを提供できない状況が続いております。この環境で定時社員総会を予定期日に行うかどうかについては、理事会を中心に何度も議論されました。緊急事態に伴い認められている社員総会延期についても検討されましたが、①延期した場合、開催時期の判断が困難であること②今総会には新役員選任議案が含まれており、難局打開のためには新役員による迅速かつ強力な会の運営が望まれること、から予定通り5月26日の開催を決定しました。

開催方法については、感染防止の観点から会員、会友の皆様には極力出席を見合わせていただくようお願いするとともに、議決権行使書送付による議決権行使を合わせてお願いすることといたしました。また、役員の出席も限界まで制限し、役員の多くは電話会議システムでのリモート参加で総会議事を進めることになりました。また、4月7日の緊急事態宣言発出により、予定していた会場を含め各区で公的施設の使用が中止されたため、最終的に港区の虎の門ホールを社員総会会場に決定しました。

このような経緯の中、348名の社員に発送された5月1日付「第12回定時社員総会招集ご通知」に対し、期限までに208通の有効議決権行使書面を受領しました。

26日朝、会場の虎ノ門ホールには予定通り役員3名が集合しました。LINEグループ通話で参加する役員、役員候補はスマホやPC前で

モニターしています。一般会員、会友の出席はありません。午前9時57分、司会の杉山理事により開会が告げられました。本総会をもって当会会長及び理事を退任する菅野会長が議長として議事を進行します。リモート参加の渡辺監事の監査報告に続き、「2019年度事業報告」は社員から意見や質問がなかったため、朗読は控えて報告とさせていただくとの議長発言で終了しました。続いて議案の審議に移り、本総会に提出された5つの議案すべてが、全出席者3名と議決権行使書の208票、合計211票の賛成票で原案通り承認可決されました。議長からは理事選任議案承認可決に際し、本総会終了後に開催される第175回理事会において、定款の定めに従い「会長、副会長の互選」「会長代行順位の決定」「理事への会務委嘱」について決議し、結果を会報6月号に同封して社員の皆様にお届けするとの説明がありました。

議長から目的事項の審議が終了した旨発言があり、司会の杉山理事が第12回定時社員総会の終了を告げました。時刻は午前10時8分、「感染防止最優先」を象徴する短時間の総会が終了しました。

2020年3月の当会会員、会友数の合計は354名です。2015年3月の317名からは37名増加しています。この5年間、中心となって当会を牽引された菅野重雄氏が今回の社員総会で社員の皆様の拍手や労いの言葉も受けられないまま、会長、理事を退任し、慰労会すら開催できないことは残念でなりません。しかし、今は困難を乗り越え前進することが求められています。前会長に深謝いたすとともに、今後は太田剛新会長を全力で支援し、当会のさらなる発展を目指したいと思います。

（大竹 盛義）

2020年度 理事（担務）・監事

会長・代表理事	太田 剛	
副 会 長	金馬 房雄	監査部会部会長
副 会 長	羽持 彰	一般部会部会長
		生涯学習部会部会長 同好会統括
副 会 長	大竹 盛義	総務統括
		広報委員会委員長
理 事	堀田 和郎	監査部会部会長補佐
		監査役職務確認書委員会委員長
		監査役実務マニュアル委員会委員長
理 事	板垣 隆夫	監査等委員（会）職務確認書委員会委員長
		監査実務研究会委員長
理 事	尾崎 徹	法令改正検討委員会委員長
		スタディグループ分科会担当
理 事	岩本 泰志	取締役職務執行確認書委員会担当
理 事	石北 俊彦	監査基礎講座委員長
		経理担当
理 事	水野 誠一	会計基礎講座委員長
		講演会委員長
理 事	杉山 通人	会報委員会委員長
理 事	窪田 隆	事務局長
理 事	菊谷 純	研修見学会委員長
理 事	田中 彰	監査技術ゼミ委員長
理 事	浅見 公一	監査セミナー委員長
		H P 管理委員会委員長
		企業集団内部統制監査確認書委員会委員長
監 事	渡辺 克司	
監 事	岡部 博憲	

新任理事・監事ご挨拶

理事就任にあたって



田中 彰

5月26日に開催された第12回定時社員総会で理事に選任され、監査セミナー委員長を拝命いたしました。1954年（昭和29年）日本初の監査役団体として誕生して以来、今日まで監査役の研究と交流の場として、活発な活動を行っている当会の理事就任は、私にとって大変な名誉です。

私は1978年に住友商事(株)に入社し、今年の退職まで、経理部門を中心に管理部門全般、並びに監査役業務を中心に監査全般を担当しました。監査懇話会には2014

年6月住友三井オートサービス(株)常任監査役就任と同時に入会し、これまで監査セミナー委員及び広報委員を務めさせていただきました。

今後は、前任の金馬委員長（現当会副会長・監査部会長）から襷を繋ぎ、監査セミナーの運営を行ってまいります。超一流の先生方によるカレントなテーマでのご講演をいただき、最高の勉強会となりますよう努めていきたいと思っておりますので、皆様方のご支援ご指導をよろしくお願いいたします。

理事就任にあたって



浅見 公一

5月26日に開催された第12回定時社員総会で理事に選任され、ホームページ管理委員会並びに企業集団内部統制監査確認書委員会の委員長を拝命いたしました。私は1979年に三菱電機(株)に入社し、主に営業部門と経営企画部門で仕事をした後2014年に退職し、それ以降は三菱電機子会社の経営に携わっておりました。2018年に三菱電機インフォメーションネットワーク(株)の常任監査役に就任しましたが、子会社の役員として執行側にいたときには監査役という仕事をあまり意識したことはなく

（経営者としては失格ですが）、監査役のことを一から勉強し直して改めて監査役の重要性、奥深さを認識した次第です。監査役のことを勉強するにあたっては監査懇話会にたいへんお世話になりました。また、江戸文化研究会など課外活動を通していろいろな方と交流することもできました。現在は監査役を退任し、会友の立場で監査懇話会の活動に参加させていただいておりますが、少しでも恩返しができるように頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

監事就任にあたって



岡部 博憲

5月26日に開催された第12回定時社員総会において監事に選任されました。私は1974年(株)弘電社に入社し、経理部を主に管理部門を経験後、監査部長を経て2013年から2017年まで監査役を務めていました。監査懇話会には監査役就任時から入会しておりまして、現在は、取締役職務執行確認書委員会及び写友会に参加しています。

監事就任にあたりましては、監事としての役割を果たし、歴史ある監査懇話会のお役に立てるよう努めてまいります。

また、新型コロナウイルスを目の当たりにし、家庭も企業も未だかつて経験したこともない苦難・不安を強いられているところだと思えます。1日も早い終息と皆様のご安全をひたすら祈るばかりです。

みなさんの 広場

からだと心のマネジメント ＝フェルデンクライス・メソッド

城戸崎 雅崇

私が大学生の時に入っていた「如意団」という坐禅の会の『一橋如意団九十周年記念誌』という書物の中に、昭和26年卒の深澤祐次郎氏の寄稿があり、著書『からだと心のマネジメント＝フェルデンクライス・メソッドへの誘い＝』のことに触れている。記念誌の発行は20年ほど前で、最初に読んだ時にはこの部分は素通りしたと思うが、参照の必要があり、20年ぶりに再読した時には私自身が「フェルデンクライス・メソッド」のレッスンを受けるようになっていたので「思わぬところに先輩がいた」という発見に一種の衝撃のようなものを受けた。

深澤氏の著書（1994年刊）がまだ発売されていることを知り、早速入手して拝読した。私より5年先輩なので、お元気かどうか、もしお元気なら連絡をとりたいと思い、出版社に問い合わせたのだが「残念ですが既にお亡くなりになりました。住友銀行を退職されてから、東急のカルチャー・スクールで講師をされていました」という返信が届いた。私が通っている教室のトレーナーのツダ・ユキコ氏もこの本のことを知っていて高く評価していることがわかった。

さて「フェルデンクライス・メソッド」とは何なのか。深澤氏の「あとがき」を引用すると「アレキサンダー・テクニク等とともに1960年代に始まったニューエイジ思考のボディワーク分野の一つで、ヨガ、太極拳、自彊術、真向法などと同じ次元のもので、健康法の一種ともいえる」とある。

私が初めてこのメソッドを知ったのは、監査懇話会の楽友会と交流のある女声合唱団指揮者の青木美稚子さんがこのメソッドのトレーナー資格を持っていて、発声練習にもよいというお誘いを受けてレッスンに参加した時である。東京では稀になった雪の日だった。レッスン後、私はヨガマットを小脇に充実感を感じながら帰路についた。

モーシェ・フェルデンクライス博士（1904～

84）は、元キュリー研究所勤務の科学者であるが、嘉納治五郎から欧州での柔道の普及を委嘱された柔道家でもあり、柔道の入門書も書いている。この人が「A・T・M=Awareness Thorough Movement」（体の動きを通じての気づき）という理念に基づく心身の健康指導法を開発普及されたのが「フェルデンクライス・メソッド」である。欧米でも盛んであるが、日本にも「日本フェルデンクライス協会」という推進団体があり、トレーナ資格を付与している。このメソッドへの関心が湧いてきて、博士の著書も何冊か購入した。そして定期的にレッスンを受けられるところを探して、池尻大橋の近くの「フェルデンクライス東京」の教室を選び、2018年2月から毎月1回通っている。

坐禅にも健康法の要素があり、その一例は腹式呼吸であるが体は正座した状態で行う。フェルデンクライスも体をあまり動かさず、レッスンはほぼすべてフロアのマットの上に寝そべった状態で、骨格や筋肉のわずかな「動き（Movement）」に「気づく（Awareness）」ということを主眼として行う。

深澤氏は坐禅を熱心に修行され、ヨガや真向法なども試みられた挙句に「フェルデンクライス・メソッド」に巡り会われて「これまで経験したことのないほど身体が楽になり、気分も爽快になった」といわれている。私は深澤氏には遠く及ばない初心者であるが、それでも2年間も続けられているのは、月1回というペースを含めて「私に合っている」という実感である。レッスンを終えて立ち上がると、体幹が安定したような感覚を覚え、また来ようという気持ちになるのである。

今年の3月からは「外出自粛」で私のレッスンも休止となったが、5月にはZoomを使っのオンライン・レッスンを受けることができた。近く再開されるものと思われる。

楽友会

楽友会は会員23名中、80歳以上が9名で平均年齢76歳という高齢者男声合唱団である。5月28日にオンライン例会の開催にこぎつけたが、その顛末をご紹介します。

「オンライン合唱」に挑戦

当会の対面活動休止中の間、楽友会には指揮者平眞彌さんやピアニスト安齋麗奈さんなどから紹介があった「巣ごもりシアター」はじめ音楽関連の映像鑑賞などで在宅時間を過ごしていた。4月12日、そんなところへ平さんから「オンライン合唱練習」の提案があり、

その可否について検討を始めた。以下は、日付順のドキュメントである。

4月13日：安齋さんから、1対1にはLINE音声通話（ほぼ差し障り無し）とLINEビデオ通話（音ズレあり）があるが、1対Nの場合は「Zoom」にいろいろな機能があり有効そうだ、との情報。早速、私の仲間3人とZoomオンラインを試行し、操作方法を習得。

同15日：楽友会運営委員に次の報告・提案をした。①映像・音声の途切れ等、課題はあるが「LINEビデオ通話方式」及び「Zoomオンライン方式」が考えられる。LINEビデオ通話方式は事前にグルーピングが必要であり、LINE利用への拒否感を持つ人もいること、PC LINEを含めたLINE参加手続きは高齢者には難しいことなどからZoomオンライン方式を推奨する。②まずは指揮者、ピアニスト、及び運営委員等でZoomオンライン接続テスト・合唱練習を試行したい。

同20日：Zoomオンライン接続テストに先立ち、参加者用に手順書を作成・配布。Zoomソフトは会議主催者が参加者に招待メールを送付することによってスタートする。操作手順はYouTube映像、Yahooネット掲載情報で種々紹介されているが、いずれも高齢者には難しすぎたり、類似の紹介内容が多すぎて理解することは無理と判断、Windows Snipping Toolを使用して操作手順に沿った実画面コピーをもとに手順書を作成した。手順書のチェックに際しては、監査懇話会の堀田理事が編集した『Zoom（オンライン会議システム）の利用方法』も大いに役に立った。参加者の端末は、パソコン（Windows、Mac）、スマホ（Android、iOS）、iPadと種類が多く、Zoomソフトの画面表示も多少異なるが、Windowsパソコン、Android系スマホを前提に手順書を作成して、それ以外の端末は類似表示を探してもらうこととした。なお、手順書は、自分のパソコンを会議主催者、スマホを参加者に仕立てたシミュレーションをして作成した。

同23日：楽友会メンバー10名で初めてZoomオンライン接続テスト・合唱練習を試行。その結果、①同時に複数の参加者が話し出すと会話が重畳して聞き取れなくなり、対面での打合せ時間に対して、オンラインでは数倍の時間がかかる。②ピアノ演奏に合わせて歌っても、着音に時間差が生じ、ピアノ音、歌い手のそれぞれの声がズレて合唱にならず、映像も細切れになる、ということがわかった。そこで、次のルールを決めた。①打ち合わせ時は会議進行者が発言者を指名、それ以外の参加者は聞くことに徹する。発言したい人は挙手して進行者の指示に従う。②ピアニスト演奏での歌唱は、自分の声が他に聞こえないように全員がマイクOFF（ミュート）にして、ピアノ音だけを聴き個々に歌練習する。③参加者の一人が歌うときも、生のピアノ演奏とは音ズレが生じて合わせられないので、事



「6月度楽友会オンライン例会」（6月11日）開始前に“はい、チーズ”

前に配信されている当該曲のピアノ音源を流しそれを聴きながら歌う。その場合、他の参加者はその歌唱者に声を合わせて歌うが、マイクは全員OFFにして個々に歌うようにする。

テレビではいろいろなプロの合唱団、楽団のリモート演奏映像が放送されており、当初は楽友会でも同じようにリモート合唱練習ができるものと思っていたが、実際にはそれぞれの自撮り演奏映像を集めて専用アプリを使って編集しているものであり、われわれが当面とれる対応策は以上のようなものであった。

同30日：各自がパソコン・スマホの横に酒とつまみを準備して、1回目の「Zoomオンライン飲み会」を開催（10名参加）、ルールに則りテーマを決めたスピーチを披露し合った。

5月14日：2回目を開催（同13名）、今回は安齋さんのピアノ演奏も視聴した。

同28日：1月23日以降途絶えていた例会をZoomオンラインで開催。Zoom接続未確認メンバーの中には、パソコン・スマホを平素使っていない人、マイクやカメラの装備がない古いパソコンを使っている人が数名いて、全員参加とはならず18名の参加となった。

そして迎えた6月11日の2回目の「オンライン例会」。写真のとおりピアニストの安齋さんを含め参加者19名で充実した？例会となった。まだまだ課題や改善点は山積だが、経験と工夫を重ねることで「三密」をクリアした楽友会活動をしていきたい。

最後に、注意事項を追記した。音楽関係でグループオンライン練習を計画される方々、また、生涯学習部会の活動にご参考になれば幸甚である。

①事前に招待先のメールアドレス・使用端末を確認しておく。

②オンライン練習時はトータルの情報量を少なくするために演奏者はマイクのボリュームを下げるか、マイクから多少離れて演奏する。

③参加者は、反響防止、予期せぬ携帯音の受信、家族の音声などが加わって音ズレが起きたりすることを防ぐため、音声をOFFにする。

（楽友会運営委員 豊田 博之）

事務局通信



◆行事報告

臨時理事会 (LINE併用)

5月15日(金)10:00~11:43

第175回理事会 (LINE併用)

5月26日(火)10:25~11:50

会報委員会 通信

第12回定時社員総会

5月26日(火)9:53~10:10 虎ノ門ホール 現地

(LINE併用) 14

出席者

14

16

7

3

14

テーマ 非上場会及びオーナー系会社の監査役の実務課題と取り組みPart II

第87回監査技術ゼミ

5月13日(水)14:00~17:00 文京シビックセンター

講師 公認会計士 久保恵一氏

テーマ 不祥事事例にみる監査役の課題

第88回監査技術ゼミ

5月29日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター

講師 サイバートラスト(株)常勤監査役 小林正一氏

テーマ 「2020年版取締役職務執行確認書」の解説

中止

中止

◇一般部会

第559回研修見学会

5月19日(火)13:00~15:00 N T T 技術史料館

中止

第768回講演会

5月26日(火)14:30~16:00 日比谷図書文化館

中止

講師 内閣府参与、アライアンス・フォーラム財団会長

兼代表理事 原 丈人氏

演題 公益資本主義とは何か?

◇監査部会

第330回監査セミナー

5月7日(月)14:30~17:00 スカイホール

中止

講師 一橋大学 商学部 教授 田中一弘氏

演題 良心から企業統治を考える～日本の経営の倫理～

19年度第10回監査基礎講座

5月11日(月)14:00~17:00 文京シビックセンター

中止

19年度第7回会計基礎講座

5月22日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター

中止

講師 (株)システムインテグレート監査役 眞田宗興氏

テーマ 粉飾決算(不適切な会計処理)の手口

第236回監査実務研究会

5月18日(月)14:00~17:00 文京区民センター

中止

問題提起者 (外部ゲスト)(株)東芝社外取締役、

監査委員会委員長 太田順司氏

コーディネータ 東芝デジタルソリューションズ(株)

常勤監査役 吉田郁夫氏

テーマ 監査役等を巡る諸課題

～監査役は機能しているのか～

第85回スタディグループ分科会

5月14日(木)14:30~17:00 文京区民センター

中止

発表者

リーダー 元日本ブラスター(株)

元監査役 寺嶋 徹氏

コーディネータ ベンテ(株)

常勤監査役 大竹盛義氏

メンバー 元(株)リガク

監査役 片山 正氏

◇生涯学習部会

写友会 例会

5月8日(金)13:30~17:00 文京区民センター

中止

画友会 例会

5月27日(水)13:00~14:00 オンライン

5

句遊会 通信

8

楽友会 例会

5月21日(木)13:00~17:00 浅草教会

中止

5月28日(木)14:00~17:00 オンライン

17

棋友会 通信

メール配信(詰将棋・将棋界情報など)

◇同好会

声友会

5月14日(木)13:00~16:00 (銀座)505

中止

楽器演奏同好会

5月30日(土)14:00~17:00 オンライン

8

エッセイクラブ 通信

7

◆会員・会友異動

(新入会員)

○要石博之 (株)バイタル 監査役

○羽尾 務 (株)ユポ・コーポレーション 常勤監査役

紹介:坂倉 明氏

(交替会員)

○戸崎 敏 (株)ジーシー 常勤監査役

前任:佐久間辰美氏

(変更)

○村野井剛 社名:(株)三菱電機ビジネスシステム

→三菱電機 I T ソリューションズ(株)

(退会会員)

○関野いづみ H a m e e (株) 監査役

会 員	会 友	計
204	145	349

2020.5月末現在

編集後記

☆先月号の特集・緊急アンケート『コロナ危機、私の会社はこう動いた、そして監査役は』にアンケート回答者から提出された質問に対する高橋均、山口利昭両特別顧問からのご回答と感想などいただきました。これらはコロナ危機という未曾有の事態を乗り切りさらに今後の監査役の対応にどう生かすかを考えるうえで大いに参考になります。☆緊急事態宣言下の外出自粛要請のもと、当会でも社員総会、楽友会などでITを活用した対応が行われています。危機対応をばねに新たな業務の進め方が工夫されているのを見ますと、将来への希望も見えてきます。☆菅野前会長は会報発行においても、平時はもちろんコロナ危機では特に的確なご指導をいただき、深く感謝申し上げます。今後は太田新会長のもと更に役立つ会報を目指して努力いたします。



句遊会

五月詠草

兼題…吹流し、ライラック、当季雑詠

心まで風のまにまに吹き流し

城戸崎雅崇

走り去るバスの行方や吹き流し

中山 知祐

道産子の嘶きわたるリラ咲けば

佐藤 政百

札幌はコロナに負けずリラの花

森 邦彦

ライラック終活はまだ手つかずに

安井 正浩

湯気も香も筍飯は大盛に

石原 克己

夏さざす三密を避けペダル踏む

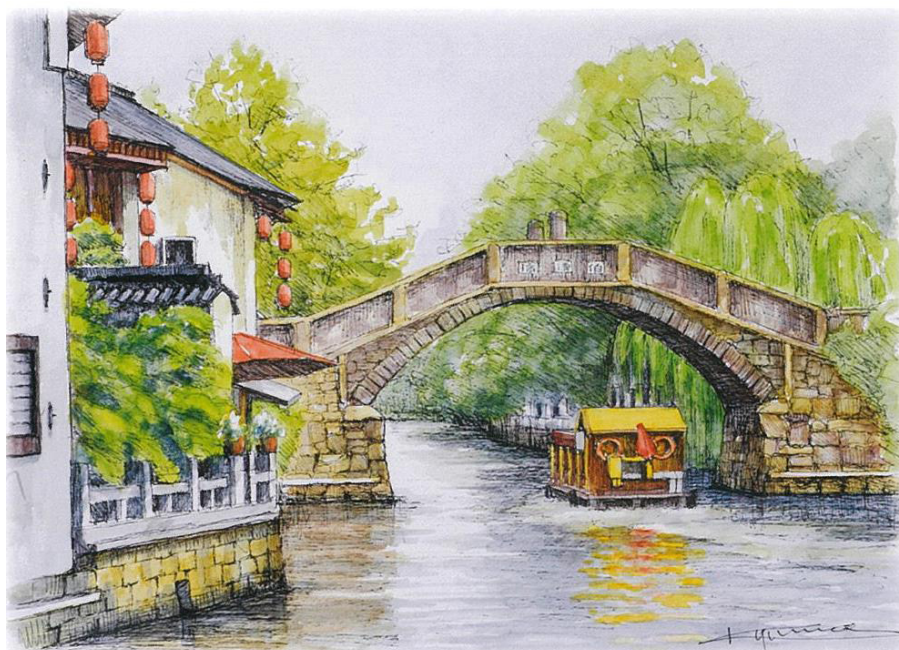
大仲 正敏

春の空左目のしみ浮かびをり

眞田 宗興

画友会

《オンライン画友会》山本直幸さんがホストになって5月27日、6月3日、6月12日、6月30日（予定）にZoomによるオンライン画友会を行いました。最初から3回までの参加者は5名でしたが、合同展出品作を見せ合うなどの効果がありました。



「無錫の運河好日」 雨宮 久馬

「無錫」の名は、日本では尾形大作の演歌「無錫旅情」で有名になりましたが、中国ではトップレベルの観光都市です。とくに、市街地をめぐる運河とその畔の中華の家並みが美しく世界遺産にもなっています。この絵は、明の時代を彷彿とさせる、古い橋と運河の新緑風景を描いたものです。